組合員様各位

東福岡料飲組合
理事長　長冨隆蔵

初秋の候、貴店におかれましてはますますご発展のこととお慶び申し上げます。コロナ過が一日でも早く収束に向かうことを願うこの頃ですが皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか？

さて、
皆様すでにお聞き及びのこととは思いますが令和 5 年 10 月より「インボイス制度」が開始されます。
今回この制度についてご説明いたします。

今回の制度は、買手側（仕入れ先に対して）と売手側（お客様に対して）の両側面にかかわってくる制度です。

まず買手側の側面では現在消費税の申告では一般消費税（本則課税ともいいます）と簡易課税の 2 通りあり一般消費税では売上にかかる消費税から仕入や経費に掛かる消費税を引くことで算出されます。
今までの方式は課税取引全てにおいて仕入れ税額(軽減税率対象商品 8%と 10%区別して)すべてを仕入税額控除として算出してきました。しかしその中には免税業者から仕入れたり購入したりしたものもすべて含まれていました
今回の改正制度では免税事業者からの仕入や購入は仕入れ税額控除として計上することができなくなります。
課税事業者登録をした業者が発行する税務署の登録番号が記載された適格領収書（インボイス）がない取引は計上できなくなり免税業者からの仕入れの割合が多い場合は消費税の支払金額が多くなるということになります。
売上金額だけから消費税を計算する「簡易課税」では関係ありませんが一般消費税の場合そういうことになる恐れがあります。
お早めに仕入業者に課税事業者か免税事業者かをお聞きになって準備されておくことが重要になってきます。
各店舗においてそれぞれ事情が異なっておりますので一概には言えませんが免税業者からの仕入れの割合が大きい場合は「簡易課税」への切り替えをお勧めいたします。(※売上 5000 万円未満の事業者のみ) 切り替えは対象課税期間の前年度末までに税務署への届け出が必要です。
詳しくは組合事務所へご相談ください。
　次に売り手側の側面での対策ですが、お客様から接待等経費計上のための領収証を求めら

れる場合があると思います。
　それが相手が個人事業主等で免税事業者の方が経費計上のために使われる場合は従来の領収書でもかまいませんが、お客様の会社で消費税額控除に対して使われる場合は従来の領収書では使用できません。
　課税事業者登録をすると売上が 1000 万未満でも消費税の支払い義務が生じます。顧客様に免税業者で代金には消費税は加算していない旨表示する等の対策がよいかと思われます。

　すでに課税事業者（消費税）の皆様なら所轄の税務署に申請すれば登録番号が発行され登録簿に記載されます。
　インボイス制度施行以後はこの登録番号と規定の事項が記載された領収書（適格領収書）のみが仕入れ税額控除に使用できる領収書ということになります。

　取り急ぎインボイス制度についてご説明いたしましたがご不明の点があれば組合事務所にお問い合わせください。